

河川法改正前の計画制度

工事实施基本計画

内容⇒ 【策定者：国土交通大臣】
基本方針、基本高水流量、計画高水流量、正常流量等
主な河川工事の内容

手続き

工事实施基本計画
の案の作成



意見

河川審議会
(一級河川)

工事实施基本計画
の決定

河川工事

河川法改正後の計画制度(現在)

河川整備基本方針 (河川法第16条)

内容⇒ 【策定者：国土交通大臣又は都道府県知事】
基本方針、基本高水流量、計画高水流量、正常流量等

手続き

河川整備基本方針
の案の作成



意見

社会資本整備審議会
(一級河川)
都道府県河川審議会
(二級河川)

河川整備基本方針
の決定

河川整備計画 (河川法第16条の2)

内容⇒ 【策定者：地方整備局長、都道府県知事】
河川工事、河川の維持の内容

手続き

原案



意見

学識経験者

公聴会の開催等による
住民意見の反映

河川整備計画の
案の作成



意見

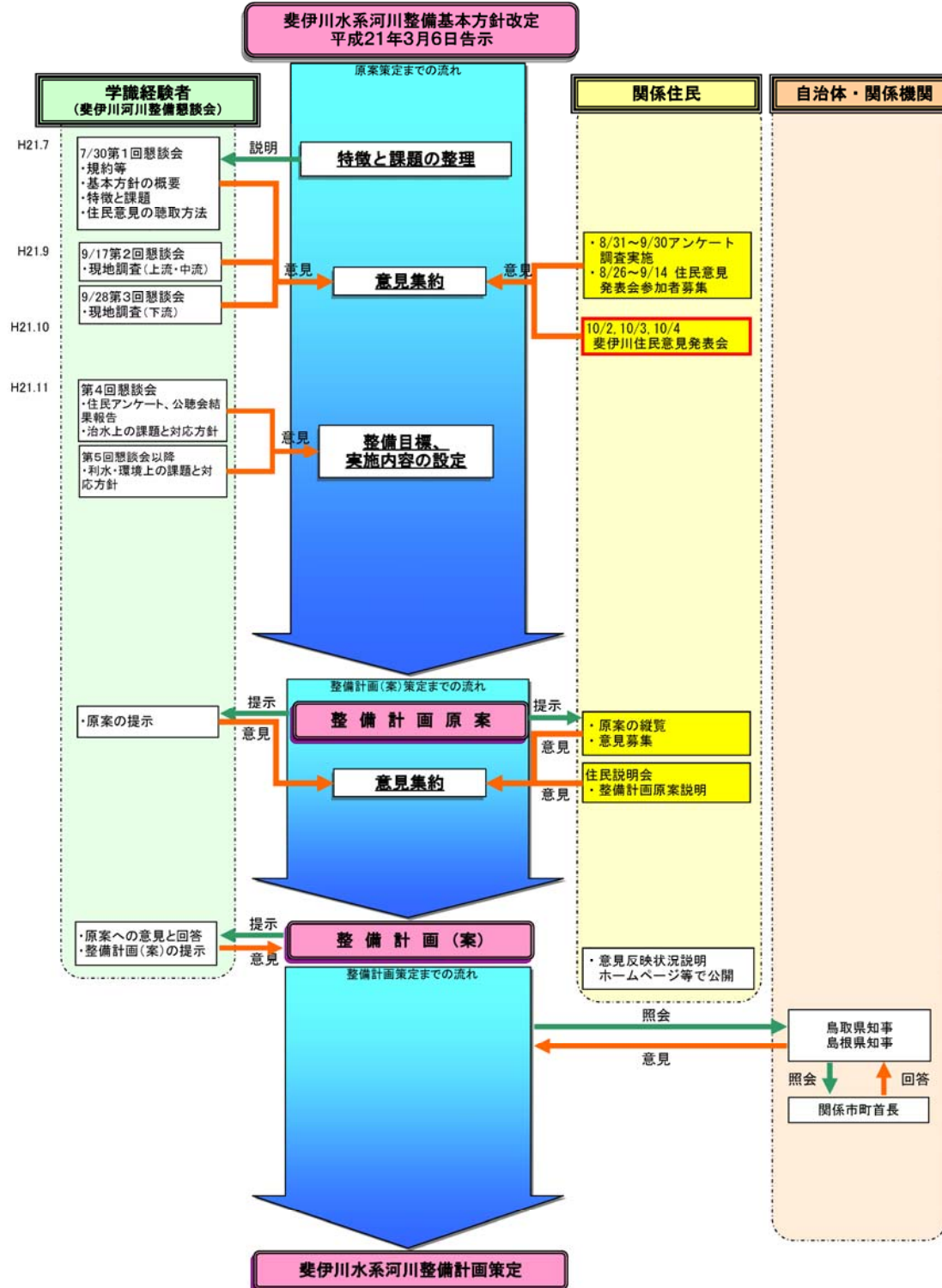
地方公共団体の長

河川整備計画の
決定

河川工事、河川の維持

河川整備計画は概ね20~30年間の
整備目標と工事内容を定める計画

斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）策定までの流れ



斐伊川住民意見発表会の進め方

1. 発表者は事前に申し込まれた12名（松江会場 7名、出雲会場 3名、米子会場 2名）とする。
2. 発表の順番は申し込み順とし、事務局より発表者番号をお呼びするので、発表者は前に出て発表を行う。
3. 発表時間は約10分とする。
（発表開始8分後、及び10分後にベルを鳴らす）
4. 発表いただいたご意見について、事務局等から主旨等を確認することはあるが、個別のご意見への回答については、本発表会では行わない。
5. 事前にお送りいただいた発表の主旨および発表時に配付を希望された資料は資料-2として配付。
6. 本発表会での発言内容は録音・記録し、配付資料とともに個人名等を除き、斐伊川河川整備懇談会や出雲河川事務所ホームページ等において公開する場合があります。